



鳥取県公報

平成 24 年 4 月 6 日 (金)
第 8 3 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画法第66条による告示 (250) (道路建設課) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (251) (東部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (252) (〃) 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (253) (〃) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (254) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	障害者自立支援法による指定一般相談支援事業者の指定を受けたものとみなされた事業者 (255) (〃) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (256) (西部総合事務所県民局) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (257) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (258) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (259) (〃) 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (260) (会計指導課) 5
◇ 公 告	土地収用法による審理の開始 (技術企画課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業3・3・9号米子駅陰田線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の所 在地	廃止の届出を受理し た年月日	サービスの種類
倉恒 忠代	倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目416	平成24年3月27日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の所 在地	廃止の届出を受理し た年月日	サービスの種類
----------------	-----------------	------------------	-------------------	---------

倉恒 忠代	倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目416	平成24年3月27日	介護予防居宅療養管理指導
-------	------	--------------	------------	--------------

鳥取県告示第253号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター重症心身障害者病棟	鳥取市三津876	療養介護	平成24年4月1日
〃	〃	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター通園	〃	生活介護	〃
社会福祉法人手をつなぐ福祉会	鳥取市伏野1558-12	かめの会作業所	鳥取市伏野1558-12	就労継続支援B型	〃

鳥取県告示第254号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社ピースフルケア	大阪府寝屋川市豊野町12-7	ピースフルケア倉吉	倉吉市見日町600	同行援護	平成24年4月1日

鳥取県告示第255号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第15条第1項の規定により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会指定相談支援事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町2714-1	倉吉市障害者地域生活支援事業所はっぴい	倉吉市瀬崎町2714-1
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	中部障害者地域生活支援センター	倉吉市山根43

鳥取県告示第256号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年5月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年4月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成24年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共生コミュニティ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大田 健

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市日野町46-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、中心市街地及びその周辺の地域住民、高齢者、障がい者、農林水産業の担い手を志す者、農林水産業に関連する活動に携わる者に対して、みんなで土、人、地域を耕しながら様々な活動に関する事業を行い、よりよい地域づくりの実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ノーブルライフ	デイサービス睦月	米子市淀江町佐陀1282-1	平成24年4月1日	通所介護

鳥取県告示第258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライ フケア	ハピネデイサービス センター米原	米子市米原七丁目 2-21	平成24年3月30日	通所介護

鳥取県告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライ フケア	ハピネデイサービス センター米原	米子市米原七丁目 2-21	平成24年3月30日	介護予防通所介護

鳥取県告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年4月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第249号に規定する漁業の許可に係る手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

係長 西尾 直子

3 委任期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年 4 月 6 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

- 1 期日
平成24年 4 月 19 日（木）午前10時30分
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎 4 階 第22会議室
- 3 件名
一般国道 9 号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 4 月 6 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品の名称及び数量
災害派遣医療チーム専用車両 一式
 - (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成24年10月31日（水）正午
 - (4) 納入場所
鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
 - (5) 入札書の記載方法等
入札金額は、(1)に掲げる物品に係る金額を記載すること。
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類の車両に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年4月20日(金)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成24年4月6日(金)から同年5月18日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 平成24年4月6日(金)から同年5月18日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271(内線2209)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成24年4月6日(金)から同月20日(金)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成24年4月6日(金)から同月20日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年5月18日(金)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。)

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室（本館 1 階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び 1 の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 24 年 5 月 9 日(水)午後 5 時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号)第 127 条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Disaster Medical Assistance Team Car, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation :

5:00 PM 9 May, 2012

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 18 May, 2012

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 18 May, 2012

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209